

指定居宅介護支援事業所

社会福祉法人飛鳥在宅介護支援センター重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態(または要支援状態)にある方に対し、適正な居宅介護支援(または介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメント)を提供することにより、状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名称	社会福祉法人飛鳥在宅介護支援センター
事業所所在地	〒770-0022 徳島県徳島市佐古二番町3番6号
電話番号	(088)657-0077
FAX 番号	(088)657-0129
介護保険事業所番号	3670100084
指定年月日	平成11年8月6日
事業内容	居宅介護支援 介護予防支援 ※受託業務 介護予防ケアマネジメント ※受託業務
通常の事業実施地域	徳島市、鳴門市、板野郡、阿波市、吉野川市、名西郡

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(但し12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 緊急時24時間連絡可能な体制を確保

(3) 事業所の職員体制

	業 務 内 容	常 勤	非 常 勤
管理者 ※	事業の管理・運営全般	1 名	
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1 名以上	1 名以上

※居宅介護支援業務を兼務

3. 居宅介護支援(介護予防支援および介護予防ケアマネジメント)の内容

利用申込受付・契約	介護認定審査会において要介護認定または要支援認定・事業対象者認定（以下「認定」）を受けた利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、契約を締結いたします。認定を受けていない場合、申請に必要な援助を行います。
アセスメント	市町村から認定審査会結果および主治医意見書を入手し、利用者宅を訪問し、利用者および家族等に面談の上、所定のアセスメント事項により、利用者および家族等に対してアセスメントを行います。
計画書等原案作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、居宅サービス計画書または介護予防サービス・支援計画表（以下「計画書」）の原案を作成します。
サービス担当国会議	サービス担当国会議の開催等により、介護サービス事業者または介護予防サービス事業者等（以下「事業者等」という。）から、計画書の原案について専門的な意見を聴取します。
計画書等交付	利用者または家族等に説明し、同意を得た後、計画書を利用者または家族等に交付します。
サービス調整	事業者等に対し、計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
モニタリング	少なくとも1ヶ月に1回（介護予防支援または介護予防ケアマネジメントにおいては3カ月に1回）利用者宅を訪問し面接し、利用状況等を把握いたします。また、事業所等からも状況等を聴取いたします。
評価	計画書で定めたサービス提供期間の終了後、計画の達成状況について評価を行います。

居宅サービス事業所については、複数の事業所を紹介致します。また選定した居宅サービス事業者の理由についても丁寧な説明を心掛けます。介護支援サービスの提供時に作成した記録、書類は完了日より5年間保存いたします。

4. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族および主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

5. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係医療機関等へ

の連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置についての記録を行います。

また、故意または過失による事故により、利用者の生命、身体、財産に損害をおよぼした場合には、その損害を賠償します。但し、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

6. 秘密の保持

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

7. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

8. 個人情報の使用

① 使用目的

計画書に設定した目標を達成するために必要なサービスを円滑に提供するために、サービス担当者会議の開催等、主治医、事業者等との連絡調整等において必要な場合

② 使用する期間

サービス提供を行う期間

③ 使用する条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払います。

個人情報を使用した会議、相手方、内容等経過を記録いたします。

9. 利用料

認定を受けた方は介護保険から全額給付されるため、基本的に自己負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。

※利用料は別紙「社会福祉法人飛鳥在宅介護支援センター料金表」をご確認ください。

10. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

病院に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行支援を行うため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等へ担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

11. 苦情相談窓口

(1) 社会福祉法人飛鳥在宅介護支援センター

所在地 〒770-0022 徳島市佐古二番町3番6号

苦情相談窓口 管理者

受付時間 月曜日～金曜日(8時30分～17時30分)

電話番号 088-657-0077

(2) 徳島県国民健康保険団体連合会

所在地 〒770-0135 徳島市川内町平石若松78番地1

電話番号 088-665-7205

(3) 徳島市 保健福祉部 介護・高齢介護課

所在地 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話番号 088-621-5585

居宅介護支援（または介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 社会福祉法人飛鳥在宅介護支援センター

所在地 徳島県徳島市佐古二番町3番6号

説明者 印

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援（または介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメント）についての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名 印